

令和3年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

公法系法学専門試験

【憲法】

〔設問〕

A県Y町には原子力発電所が設置されている。Y町は、原子力発電による電力生産の有用性および安全性について、同町住民の住民の理解を深めてもらうため、「Y町ゆめ科学館の設置及び管理等に関する条例」(以下「本件条例」という。)に基づき、資料館と、その内部に、コンサートや大型の会議などが開催できる集会所を併設した、「Y町ゆめ科学館」を設置した。

市民団体Bは、原子力の利用につき、その安全性やコストに関するリスクについて勉強会を開き、Y町原子力発電所・電力会社・Y町役場の前でデモ行進をくり返し行うなど、原子力利用に対する反対運動を展開している。こうした反対運動に対して、原子力発電をY町に誘致することに尽力した市民団体CやDの構成員は、しばしばBのデモ活動と衝突し、暴力的な抗争にまで発展してきた。

Y町の住民であり、Bの構成員でもあるXは、Y町ゆめ科学館において、原子力利用の安全性についてのシンポジウムを、原子力利用に積極的な識者も迎えて開催したいと考え、本件条例に基づき、Y町町長に許可を申請した。

Y町は、XがBの構成員であることから、本件集会の実態が、原子力利用反対の立場の表明となるととらえ、また、この集会によって、Y町ゆめ科学館に、市民団体CやDが押しかけ、混乱に陥るのではないかと考え、本件条例4条1項および2項に基づき、本件申請を不許可とした。

Xは、予定していた日時にシンポジウムの開催が行われなくなったとして、国家賠償請求の訴えを提起した。

(1)Xの訴えにつき、関連する最高裁判所の判例を挙げながら、憲法上の問題点を指摘し、Xの主張を展開しなさい。(配点30点)

(2)東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、「Y町ゆめ科学館」内部の売店では、原子力発電所の安全や平穏を祈念した「御守」や、魔除の「絵馬」を販売し、またお祓いができる出張祭典を半年ごとに行っている。出張祭典の度ごとに、Y町はZ神社に初穂料(祈祷の代金)を毎月3万円ずつ公金で支払っている。Y町のこの行為につき、憲法上いかなる問題がありうるか指摘し、憲法に違背しているかどうか説明しなさい。(配点20点)

【参考資料】

Y町ゆめ科学館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

第1条 Y町は、原子力発電、放射線利用など原子力の平和利用に関する知識の普及及び啓発を行い、地域社会の安全と安心に寄与するため、「Y町ゆめ科学館」を設置する。

第2条 略

第3条 Y町ゆめ科学館における集会所を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

第4条 町長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する虞があると認められたとき
- (2) 管理上支障があるとき
- (3) この条例に違反したとき

地方自治法（抜粋）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体.....は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

以上

令和3年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

公法系法学専門試験

【行政法】

以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点)

- 1 比例原則
- 2 国家賠償制度における公務員の個人責任
- 3 取消判決の第三者効
- 4 行政規則
- 5 行政事件訴訟法における執行停止の積極要件
- 6 行政行為の不可争力
- 7 行政罰

令和3年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

民事法系法学専門試験

【民法】

【問題1】(25点)

資産家Aは、付き合いのある会社Bに対して1000万円を貸した。その担保のために、AはBの工場敷地(甲)について譲渡担保の設定を受け、所有権移転登記を備えた。甲の市場価格は1500万円であり、甲には他に担保権は設定されていなかった。弁済期の1か月後、Bが貸金を返済しないので、Aは、甲を、知人であるCに1500万円で譲渡して、その登記を具備した。その際、特にBに事前の通知はせず、事後にBに対して金銭を支払うこともなかった。

1週間後、BはCから甲の明け渡しを求められた。Bは必死に金策をしてようやく1000万円を用意し、AおよびCと交渉したが、Cはあくまでも甲の明け渡しを求めている。このとき、A・B・Cの間の法律関係を論ぜよ。

【問題2】(25点)

Xは、Y社から釣り船(甲)を300万円で購入し、代金を支払ってその引渡しを受けた。甲は艇速と安定性に優れる船種( $\alpha$ )のはずであったが、数回使用してみると、部品の初期不良のために、速度も安定性も劣る100万円程度の船種( $\beta$ )と同程度の性能しかないことが判明した。その部品を交換するためには5万円程度を要する見込みである。

このとき、Xは、Yに対してどのような請求をすることが考えられるか。①あくまで本来の性能を持つ $\alpha$ 型の船を使いたい場合、②甲は返品してYではなく他の業者から別の釣り船を購入したいと考えている場合について、それぞれ説明せよ。

令和3年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

民事法系法学専門試験

【商法・会社法】

下記の設例を読み、後記の設問に解答しなさい(配点50点)。

【設例】

Kは、L国のロースクールの学生で、現在、日本に留学中である。Kは、最近、日本の商法・会社法の法律雑誌を見ていたところ、日本では、ときどき、①株式会社におけるいわゆる利益の供与をめぐる問題や、②株式会社における取締役会をめぐる問題が、話題になっていることに気が付き、これらの問題に興味を覚えた。

Kは、①の問題については、法規制の内容や利益の供与をめぐる平成18年4月10日の最高裁第二小法廷による著名な判決の内容について、興味を持っている。

また、②の問題については、取締役会の決議に瑕疵がある場合の問題について、それに関する裁判例の状況も含めて、興味を持っている。

しかし、Kは、自分自身では、法制度をはじめ裁判例も含めた日本法の状況がよく分からないため、これらの問題について詳しい弁護士であるあなたのところに、詳しい説明を求めて、相談に訪れた。

<設問1>

あなたは、Kに対して、①の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい(配点 25点)。

<設問2>

あなたは、Kに対して、②の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい(配点 25点)。

令和3年度九州大学法科大学院入学試験問題  
(第2次募集)  
民事法系法学専門試験  
【民事訴訟法】

【問題】以下の〔設例〕を読んで、〔設問〕に解答しなさい。  
(配点：〔設問〕(1) 35点、(2) 15点)

〔設例〕

XはYに対し500万円の貸金債権(以下、「A債権」という)を有している。当該債権について金銭消費貸借契約で定めた期限を過ぎても、Yから債務の履行がなかったため、XはYを相手に、その支払を求める訴訟を提起した(以下、「本件訴訟」という)。

XとYは継続的に取引をしており、YはXに対し額面500万円の売買代金債権(以下、「B債権」という)を有していた。B債権の履行期は本件訴訟の提起後すぐに到来したため、Yは、本件訴訟の口頭弁論期日において、B債権をもってA債権と相殺する旨の陳述をした。

〔設問〕

(1) 審理の結果、A債権について500万円のうちの400万円の存在と、B債権について500万円のうちの200万円の存在が認められる場合、裁判所による判決の主文はどのような内容になるか。また、その判決がそのまま確定した場合、確定判決の既判力は、A債権、B債権それぞれのどの部分に生じることになるかを説明しなさい。

(2) Xは、Yとの取引から生じた債権として、A債権のみでなく、C債権も有しており、当該債権も本件訴訟提起後すぐに履行期が到来した。〔設例〕にあるとおり、本件訴訟においてYからB債権による相殺の抗弁が出されたため、XはC債権とB債権とを相殺する旨の陳述を本件訴訟の口頭弁論期日において行った。かかるXによる相殺の主張は許されるかを検討しなさい。

令和3年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

刑事法系法学専門試験

【刑法】

・以下の問題に全て答えよ。

I 次の用語を説明せよ。(各10点)

- 1 (刑法の適用範囲に関する) 消極的属人主義
- 2 (背任罪の本質に関する) 権限濫用説

II 以下の事例において、X及びYの罪責はどのようなになるか。(30点)

Xは、A旅館に滞在し、飲食及び宿泊の提供を受けていた。出発前夜になって、財布に1万円しか入っていないことに気がついたXは、友人のYに電話をかけて事情を話し、旅館まで不足分のお金4万円を持ってきてくれるよう依頼した。しかし、A旅館までお金を届けるのを億劫に感じたYは、Xに対して、散歩に出るふりをして逃走してはどうかと持ちかけた。

Yの提案を真に受けたXは、旅館への支払を免れるべく、出発日の朝食後、A旅館の女将に「少し散歩に出てくる」と申し向けて、旅館の浴衣姿で、旅館の下駄を履いたまま、旅館の最寄り駅に向かった。途中、Xは、ショッピングセンターで特売品のスウェット上下とスニーカーを購入し、その場で着替えて、旅館の浴衣と下駄はショッピングセンターのゴミ箱に投棄した。その後、Xは、旅館の最寄り駅から電車に乗って帰宅したが、旅館Aの通報を受けて、X宅前に張り込んでいた警察官に逮捕された。

令和3年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

刑事系法学専門試験

【刑事訴訟法】

次の文書は、東京地裁令和2年3月18日判決が、警察官らが不法残留による逮捕に伴う捜索により大麻を発見し、後に差し押さえたことは違法であるとした上で、その違法の重大性について判示している部分からの抜粋である。これを読んで以下の各問に答えよ。

「上記のとおり、警察官らは、被告人が所持品検査に抵抗を示したのに対し、二人がかりで壁に強く押し付けたり、地面に投げ倒したりするなどして、相当に強度の有形力を行使して、被告人を制圧してその抵抗を止めさせた。刑法上の逮捕に当たるともい得る行為であり、任意捜査として許容された停止等の限度を明らかに超えている。これに引き続いて、警察官らは、被告人の着衣及び所持品に対する捜索差押許可状の請求の準備に取り掛かったが、その発付を待つ間、既に被告人は抵抗することを止めているのに、壁に被告人の背中を付けさせた上、少しも移動することができないほどに複数で取り囲み、被告人の背中が壁から離れただけで被告人の身体を強く押し戻して壁に押し当てるなどの強度の有形力を行使し、また、ズボンをつかみ続けるなどして、約1時間40分にわたり（職務質問開始から約2時間）、過度に被告人の行動の自由を制限して、留め置いた。職務質問や留置きは、あくまで任意捜査であるから、令状請求の準備に入ったとしても、許容される自由の制約には限度がある。被告人の大麻所持の嫌疑が相応に高まっていたことや、被告人が罪証隠滅行為に及ぶ危険性があったこと、留め置きが職務質問の開始から2時間程度にとどまったこと、携帯電話機の使用は許されていたことを考慮しても、令状によらずして、被告人を制圧した上、上記のように留め置いた警察官らの行為は、必要もないのに、あまりに過度に自由を制限するものとして、その違法は重大というべきである。……

その上、警察官らは、結局、捜索差押許可状の請求を撤回し、必要性を慎重に検討することなく不法残留による現行犯人逮捕をすることとし、その逮捕に伴い、無令状で、許されない、別件である大麻所持の嫌疑に関わる捜索を実施し、更に違法を重ねている。このような一連の経緯は、警察官らの令状を取得することを軽視する主観的態度が現れているというべきである。警察官らは、実際には、大麻所持を被疑事実とする捜索差押許可状の請求をしているが、上記のように、令状によらずに、法的根拠がなく、被告人を制圧し、過度に自由を制限して留め置き、結局は、令状請求を撤回して、無令状で違法な捜索をしたことに照らし、令状を取得することを軽視したと評されても、やむを得ないというべきである。

したがって、警察官らによる一連の違法は、令状主義の精神を没却するような重大なものというべきである。」

問1 下線部 a、b の言葉の意義ついて関連条文を示しながら説明せよ。(20 点)

問2 波線部アに関し、職務質問の際の所持品検査の適法性の要件について関連条文を示しながら説明せよ。(10 点)

問3 波線部イに関し、逮捕に伴う捜索・差押えの適法性の要件について関連条文を示しながら説明せよ。(10 点)

問4 かりに本件捜査において所持品検査が適法に行われていたならば、その後の不法残留による現行犯逮捕に伴う大麻の差押えの違法の重大性を肯定できるかについて、あなたの意見を述べよ。(10 点)